契 約 変 更 理 由 書

工事名	旧アメリカ領事館官舎耐震補強他工事

契約変更内容

1. 基準法適法のための改修の追加
2. 建具の繕い 外観部の補修仕様、内装仕様変更。
3. 耐震補強部材(柱・梁・耐力壁・水平ブレース)の変更、修繕部材(柱・梁)の精算
4. 上記変更にともなう工期延長および交通誘導員費、直接仮設費の増額
   既定：令和2年9月8日から令和6年3月31日まで
   変更：令和2年9月8日から令和6年5月31日まで(61日間延長)
5. 部分払いの指定材料の選定

契約変更理由

1. 建築主事の指摘による
2. 文化庁指導により文化財的な視点から改修する必要が生じ、既存材料・工法を当初に合わせて復旧するため
3. 現地調査の結果、設計時と現状が異なることが判明し、変更する必要が生じたため
4. 上記に伴い変更する必要が生じたため
5. 伝統的建造物の特性を踏まえた特殊な加工を有する材料であり、先行して各部材の補修や加工状況を現物確認する必要があるため